

山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020

中間見直し（令和5年度～6年度）

住民が主体となり 誰もが心豊かに暮らせる 地域福祉の確立



社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

目 次

地域福祉活動計画策定の経過	… 1
山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020 の概要	… 2
山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020 と SDGs	… 3
山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020／体系図	… 4
基本理念・共通視点・基本目標・推進項目・実施項目	… 6
中間見直しの主な内容	…10
実施項目の具体的内容	
実施項目 1 市町村社協の地域福祉推進のための支援	…12
実施項目 2 住民同士の「つながり」を高めるボランティア・市民活動の振興	…14
実施項目 3 民生委員・児童委員活動への支援	…16
実施項目 4 災害時福祉支援活動と避難者支援活動の推進	…18
実施項目 5 社会福祉法人との連携強化	…22
実施項目 6 地域の中でお互いがつながるための場づくりや仕組みづくりの推進	…24
実施項目 7 地域ぐるみで進める福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進	…26
実施項目 8 相談体制の充実	…28
実施項目 9 権利擁護活動の推進	…30
実施項目 10 生活福祉資金貸付等住民の自立支援に向けた制度の推進と自立支援機関等との連携	…32
実施項目 11 高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉等の充実促進	…36
実施項目 12 福祉サービス従事者の確保と定着促進	…38
実施項目 13 専門性の高い福祉サービス従事者の育成	…42
実施項目 14 利用者の立場に立った福祉サービス提供への支援	…44
実施項目 15 社会福祉制度の充実に向けた政策提言（ソーシャルアクションの推進）	…46
実施項目 16 地域福祉に関する調査・研究	…48
実施項目 17 本会の組織体制の充実・強化	…50
これまでの主な取組みの紹介（写真）	…53

◎ 社会福祉協議会（社協 しゃきょう）

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間非営利組織で、社会福祉法に規定されており、すべての市区町村、都道府県、そして全国の段階に組織されています。全国に広がる福祉関係者のネットワークです。

地域福祉活動計画策定の経過

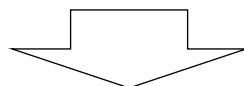
本会では、平成 11 年度に「山形県地域福祉活動計画〈やまがた福祉プラン 2000〉」及び「同実施計画」を策定し、「住民が主体となり 誰もが心豊かに暮らせる 地域福祉の確立」を基本理念に掲げ、地域住民や関係機関・団体、ボランティア、行政等に対して住民主体の地域福祉活動を呼びかけるとともに、県社協として果たすべき使命や役割を示してきました。

以後、5 年間の中長期計画として本活動計画及び同実施計画を推進してきており、令和 2 年 3 月には令和 2 年度～6 年度の計画として「山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020」を策定しました。

令和 4 年度は、実施期間の中間年にあたるため、策定後に生じた新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の変化や地域福祉の動向等を踏まえ、令和 5 年度～6 年度の後半の 2 か年に取り組む事業を整理する見直しを行いました。

【活動計画及び実施計画 策定の経過】

策定年度	策 定 計 画	計画期間
H11	山形県地域福祉活動計画 〈やまがた福祉プラン 2000〉	H12～H16
	山形県地域福祉活動計画 〈やまがた福祉プラン 2000〉・実施計画	H14～H16
H18	山形県地域福祉活動計画 〈やまがた福祉プラン 2000〉・第 2 次実施計画	H17～H21
H21	山形県地域福祉活動計画 〈やまがた福祉プラン 2010〉	H22～H26
H22	山形県地域福祉活動計画 〈やまがた福祉プラン 2010〉・実施計画	H22～H26
H26	山形県地域福祉活動計画 〈やまがた福祉ビジョン 2015〉・実施計画	H27～H31



R1	山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020	R2～R6
R4	山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020 (中間見直し)	(R5～R6)

山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020 の概要

1. 計画の趣旨

本会では、地域住民をはじめ、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、行政機関、福祉関係団体、ボランティア・NPO、企業等と連携しながら、本会が取り組む地域福祉活動の具体的な推進を図るための「山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020」を策定しました。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年間とします。

3. 計画の構成

本計画は、「基本理念」、「共通視点」、「基本目標」、「推進項目」及び「実施項目」の構成とし、実施項目に基づき、年度ごとの事業を計画します。

4. 計画の見直し

本計画を効果的に推進するため、社会情勢や地域福祉に関する動向を常に把握し、必要な見直しを行います。

山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020 と SDGs

2015年の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会全体の目標です。「誰一人取り残さない」ことを基本理念に、貧困や不平等、平和等、私たちが直面する課題の解決を目指し、17の目標が定められています。

「山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画2020」では「住民が主体となり 誰もが心豊かに暮らせる 地域福祉の確立」を基本理念としており、SDGsの基本理念と多くの共通目標を有していることから、本計画に掲げる各種取組みをSDGsの目標達成に向けた取組みとして位置づけて着実に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本理念	住民が主体となり 誰も
共通視点	～「地域共生社会」 ○住民一人一人が地域の課題を「我が事」として捉え、誰もが支え、 ○住民のあらゆる生活課題を、分野を超えて「丸ごと」受け止める仕

基本目標 1	地域で支え合う「つながり」の構築
-----------	------------------

基本目標 2	住民一人一人の生活を支える仕組みづくり
-----------	---------------------

◎推進項目 1
住民が主体となり、ともに支え合う地域づくりに取り組みます。（身近な地域での福祉活動の推進）

- 実施項目 1
市町村社協の地域福祉推進のための支援
- 実施項目 2
住民同士の「つながり」を高めるボランティア・市民活動の振興
- 実施項目 3
民生委員・児童委員活動への支援
- 実施項目 4
災害時福祉支援活動と避難者支援活動の推進
- 実施項目 5
社会福祉法人との連携強化

◎推進項目 2
多くの住民や組織が協働し合うための出会いの場づくりに取り組みます。（拠点づくり、協働の場づくり）

- 実施項目 6
地域の中でお互いがつながるための場づくりや仕組みづくりの推進

◎推進項目 3
あらゆる年代の人が各々のライフステージに合った福祉の心を育む機会づくりを進めます。（福祉教育・福祉学習）

- 実施項目 7
地域ぐるみで進める福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進

◎推進項目 4
住民が必要とする支援につなげるための相談体制づくりに取り組みます。（相談機能の強化）

- 実施項目 8
相談体制の充実

◎推進項目 5
住民一人一人の人権を尊重し、自立生活に向けた支援に取り組みます。（セーフティネット、権利擁護）

- 実施項目 9
権利擁護活動の推進
- 実施項目 10
生活福祉資金貸付等住民の自立支援に向けた制度の推進と自立支援機関等との連携

◎推進項目 6
子ども、高齢者、障がい者等、支援を必要とする住民が地域の中で心豊かに暮らせるための取組みを進めます。（共生、生きがい・健康づくり）

- 実施項目 11
高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉等の充実促進

山形県社会福祉協議会
地域福祉活動計画2020
関係する主なSDGsの目標



が心豊かに暮らせる 地域福祉の確立

の実現に向けて～

支えられる地域づくり(住民の主体的な地域福祉への参加促進、地域のつながりの再構築)
組みづくり(住民・多機関の連携・協働による「制度の狭間」を含めた課題の解決)

基本目標
3

福祉サービスの充実と人材育成

基本目標
4

地域福祉推進のための基盤づくり

◎推進項目7

福祉サービス従事者の育成と確保に取り組めます。(人材育成・確保)

●実施項目12

福祉サービス従事者の確保と定着促進

●実施項目13

専門性の高い福祉サービス従事者の育成

◎推進項目9

市町村社協・関係団体と協働しながら制度・政策に対する提言活動に取り組めます。(提言活動の推進)

●実施項目15

社会福祉制度の充実に向けた政策提言(ソーシャルアクションの推進)

●実施項目16

地域福祉に関する調査・研究

◎推進項目8

良質な福祉サービスが提供されるための体制整備・強化に取り組めます。(サービスの質の向上、事業所への支援)

●実施項目14

利用者の立場に立った福祉サービス提供への支援

◎推進項目10

地域福祉の推進のために、本会の体制の充実、職員の資質向上に取り組めます。(本会の体制強化)

●実施項目17

本会の組織体制の充実・強化



基本理念・共通視点・基本目標・推進項目・実施項目

1. 基本理念

住民一人一人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民をはじめ、市町村社協や民生委員・児童委員、行政機関、福祉関係団体、ボランティア・NPO、企業等がともに支え合い連携しながら、地域の福祉力を高めていくための住民主体の地域福祉活動の活性化を目指して、次の基本理念を掲げます。

基本理念	住民が主体となり 誰もが心豊かに暮らせる 地域福祉の確立
------	------------------------------

2. 共通視点

全ての事業を実施するにあたっての視点として、次の共通視点を掲げます。

共通視点	「地域共生社会」の実現に向けて
○住民一人一人が地域の課題を「我が事」として捉え、誰もが支え、支えられる地域づくり（住民の主体的な地域福祉への参加促進、地域のつながりの再構築）	
○住民のあらゆる生活課題を、分野を超えて「丸ごと」受け止める仕組みづくり（住民・多機関の連携・協働による「制度の狭間」を含めた課題の解決）	

3. 基本目標

基本理念を実現するため4つの基本目標を定めます。

基本目標 1	地域で支え合う「つながり」の構築
住民の福祉活動への参加を進め、住民や地域自治組織をはじめ市町村社協や民生委員・児童委員、行政機関、福祉関係団体、ボランティア・NPO、企業等の協働により、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めます。	

基本目標 2	住民一人一人の生活を支える仕組みづくり
住み慣れた地域の中で、誰もが充実した（自立した）生活を送ることができるよう、住民一人一人の権利を尊重し、その生活を支える仕組みづくり（自立支援）を進めます。	

基本目標 3	福祉サービスの充実と人材育成
良質な福祉サービスが提供されるための体制整備とともに、福祉サービス従事者の育成と確保を進めます。	

基本目標 4	地域福祉推進のための基盤づくり
地域福祉を担う様々な関係機関・団体と連携し、社会福祉に関する啓発活動や必要に応じて提言活動に取り組み、また本会の体制の充実・強化を図りながら地域福祉推進に向けた基盤づくりを進めます。	

4. 推進項目

それぞれの基本目標を達成するための取り組みとして推進項目（全 10 項目）を定めます。

推進項目 1	住民が主体となり、ともに支え合う地域づくりに取り組みます。 （身近な地域での福祉活動の推進）	基本目標 1
推進項目 2	多くの住民や組織が協働し合うための出会いの場づくりに取り組みます。（拠点づくり、協働の場づくり）	
推進項目 3	あらゆる世代の人が各々のライフステージに合った福祉の心を育む機会づくりを進めます。（福祉教育・福祉学習）	
推進項目 4	住民が必要とする支援につなげるための相談体制づくりに取り組みます。（相談機能の強化）	基本目標 2
推進項目 5	住民一人一人の人権を尊重し、自立生活に向けた支援に取り組めます。（セーフティネット、権利擁護）	
推進項目 6	子ども、高齢者、障がい者等、支援を必要とする住民が地域の中で心豊かに暮らせるための取り組みを進めます。（共生、生きがい・健康づくり）	
推進項目 7	福祉サービス従事者の育成と確保に取り組めます。 （人材育成・確保）	基本目標 3
推進項目 8	良質な福祉サービスが提供されるための体制整備・強化に取り組めます。（サービスの質の向上、事業所への支援）	

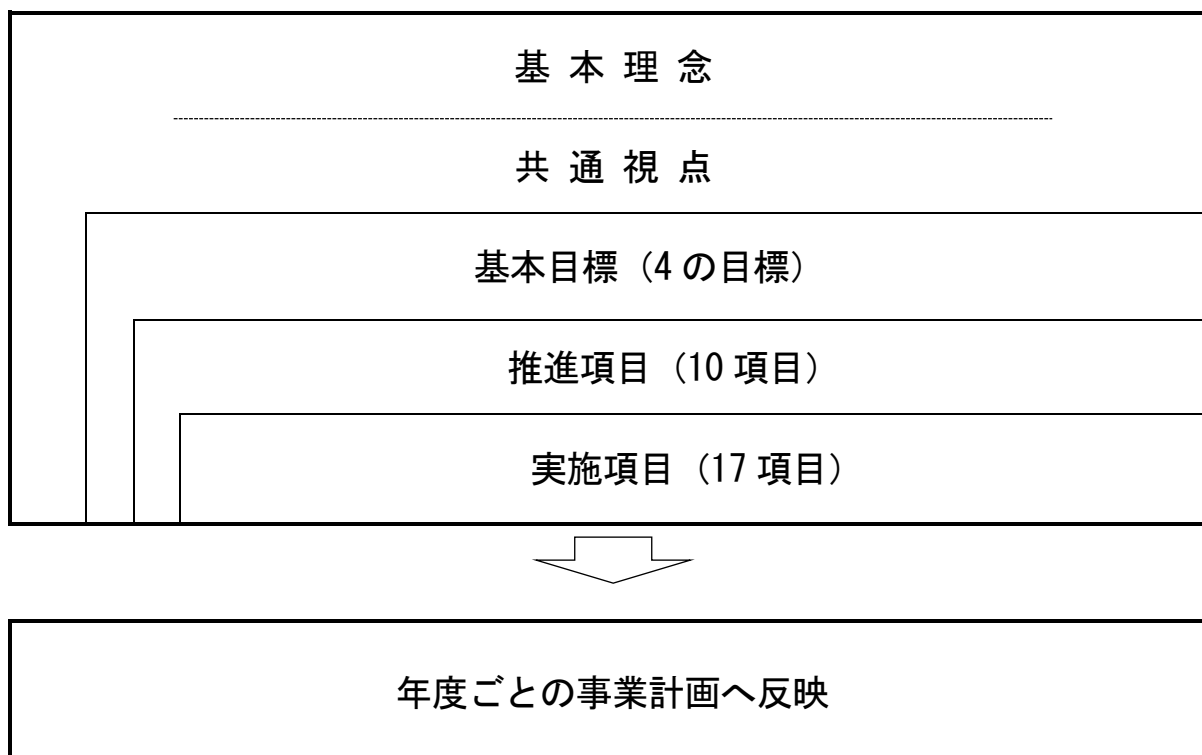
推進項目 9	市町村社協・関係団体と協働しながら制度・政策に対する提言活動に取り組めます。(提言活動の推進)	基本目標 4
推進項目 10	地域福祉の推進のために、本会の体制の充実、職員の資質向上に取り組めます。(本会の体制強化)	

5. 実施項目

推進項目の具体的な取組みとしての実施項目（全 17 項目）を定めます。

実施項目 1	市町村社協の地域福祉推進のための支援	推進項目 1
実施項目 2	住民同士の「つながり」を高めるボランティア・市民活動の振興	
実施項目 3	民生委員・児童委員活動への支援	
実施項目 4	災害時福祉支援活動と避難者支援活動の推進	
実施項目 5	社会福祉法人との連携強化	
実施項目 6	地域の中でお互いがつながるための場づくりや仕組みづくりの推進	推進項目 2
実施項目 7	地域ぐるみで進める福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進	推進項目 3
実施項目 8	相談体制の充実	推進項目 4
実施項目 9	権利擁護活動の推進	推進項目 5
実施項目 10	生活福祉資金貸付等住民の自立支援に向けた制度の推進と自立支援機関等との連携	
実施項目 11	高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉等の充実促進	推進項目 6
実施項目 12	福祉サービス従事者の確保と定着促進	推進項目 7
実施項目 13	専門性の高い福祉サービス従事者の育成	
実施項目 14	利用者の立場に立った福祉サービス提供への支援	推進項目 8
実施項目 15	社会福祉制度の充実に向けた政策提言（ソーシャルアクションの推進）	推進項目 9
実施項目 16	地域福祉に関する調査・研究	
実施項目 17	本会の組織体制の充実・強化	推進項目 10

※各項目の関係



◎ 中間見直しの主な内容

項 目		主な見直し内容
実施項目 1	市町村社協の地域福祉推進のための支援	・新型コロナの感染拡大が市町村社協活動に及ぼした影響や課題を追記。 ・市町村社協間の相互連携を推進するため、連絡会の立ち上げ等の支援を行うことを明記。 ・地域共生社会の実現に向けて、市町村社協における重層的支援体制の構築に向けた支援を行うことを追記。 ・「身近な地域での福祉活動を進めるための担い手養成」の実施について検討することを追記。
実施項目 2	住民同士の「つながり」を高めるボランティア・市民活動の振興	・「民間企業による社会貢献活動への支援」における本会の取組み内容を修正整理。
実施項目 3	民生委員・児童委員活動への支援	・県民児協の実施事業として「各種関係機関との懇談会」を明記。 ・民生委員・児童委員として心がける感染予防対策等を整理した『『新しい生活様式』に対応した民生委員・児童委員活動の留意点』を本会と県民児協の連名により作成したことを追記。
実施項目 4	災害時福祉支援活動と避難者支援活動の推進	・コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置及び運営やネットワーク構築に向けた取組みの内容を追記。 ・「福島県復興支援員設置事業」の実施について検討することを追記。
実施項目 5	社会福祉法人との連携強化	・「市町村社協と管内社会福祉法人の協働のための場づくり」として、「市町村社協法人連携事業情報交換会」の開催し、各地域での活動状況や課題等の共有を図ることを追記。
実施項目 6	地域の中でお互いがつながるための場づくりや仕組みづくりの推進	・子どもの居場所づくりについての取組み状況を追記。
実施項目 7	地域ぐるみで進める福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進	・「地域共生社会の実現に向けた啓発」への取組みとして、「福祉出前講座」の実施を追記。
実施項目 8	相談体制の充実	・「移動法律相談」は令和4年度から他団体で実施することとなったため修正。

実施項目 9	権利擁護活動の推進	・「日常生活自立支援事業検討会」を開催し、日常生活自立支援事業のあり方を検討し事業運営の見直しを図ることを追記。
実施項目 10	生活福祉資金貸付等住民の自立支援に向けた制度の推進と自立支援機関等との連携	・新型コロナウイルス感染症により減収した世帯への緊急小口資金等の特例貸付とその債権管理及び償還開始後のフォローアップ支援の実施を追記。
実施項目 11	高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉等の充実促進	・「県地域包括ケア総合推進センター」は、令和4年度から他団体で実施することとなったため修正。 ・山形県総合社会福祉基金事務局への支援を追記。
実施項目 12	福祉サービス従事者の確保と定着促進	・コロナ禍にも対応するオンラインを活用した求人・求職活動の取組みについて追記。 ・他分野から福祉分野への参入促進を図るため「福祉の仕事職場体験事業」の実施を追記。 ・「介護職員相談窓口設置事業」は、令和4年度から他団体で実施することとなったため修正。
実施項目 13	専門性の高い福祉サービス従事者の育成	・コロナ禍にも対応するオンライン研修の導入の取組みについて追記。 ・研修受講生のアウトカム（受講後の成果）を把握・確認した上で「社会福祉研修の評価」を行い、今後の研修の見直しを実施することを追記。 ・「子育て支援員研修」は、令和5年度から他団体で実施することとなったため修正。 ・「介護支援専門員実務研修」は、他団体で実施することも含め、今後について検討することを追記。
実施項目 14	利用者の立場に立った福祉サービス提供への支援	・福祉サービスにおける第三者評価事業の評価機関としての取組みは、令和4年度をもって「廃止」の方向としたため修正。
実施項目 15	社会福祉制度の充実に向けた政策提言（ソーシャルアクションの推進）	・社会福祉制度の充実及び社会福祉予算の確保に向けた取組み内容を修正整理。
実施項目 16	地域福祉に関する調査・研究	・「地域福祉に関する調査・研究」と「本会が保有するデータ分析と情報の発信」の項目を修正統合。
実施項目 17	本会の組織体制の充実・強化	・「ICT化・デジタル化による業務推進の検討と実施」を追記。業務の効率化及び省力化を図る。 ・業務継続計画（BCP）を策定し、リスクマネジメント体制の強化を行ったことを追記。



実施項目

1

市町村社協の地域福祉推進のための支援

1-1-1

「身近な地域での福祉活動」の推進に取り組む市町村社協が、地域福祉の主体となって円滑に活動展開できるよう総合的に支援を行うとともに、市町村社協との連携・協働をさらに進め、地域福祉の推進を図る。

また、地域福祉推進の担い手となる市町村社協役職員の資質向上のための支援を行う。

◎ これまでの成果と課題

- ・地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、身近な地域における総合的な相談体制づくりが重要であり、それらの役割を担う市町村社協への期待は大きくなっている。
- ・地域福祉の推進に向け、市町村社協が中心となって策定する「地域福祉活動計画」の策定状況は、令和3年4月1日現在では35市町村中25か所である。
- ・市町村社協における地域福祉関連事業を把握するために「市町村社協ヒアリング」を実施（3年で35市町村社協を巡回）している。また、市町村社協で実施している地域福祉関連に関する研修（学区・地区社協研修、福祉協力員研修、サロン研修等）へ積極的に講師派遣を行っている。
- ・各種事業の拡大等により市町村社協における職員数は増加傾向にある。新任職員研修等や各事業の担当者会議等の充実により、職員の資質向上が求められている。
- ・各研修会等を開催し、市町村社協における日ごろの実践事例を通じて、地域福祉・社協をめぐる現状と課題について共通理解を深めている。
- ・コロナ禍において、人々が接触する機会が制限されたことにより、市町村域で従来開催されていたサロンや地区社協等の活動が中止となった。新しい生活様式が浸透し、コロナの規制が徐々に緩和された中でも、完全に元どおりの形や頻度で開催することは難しく、住民の居場所づくりや見守り等のあり方については課題が残る。

◎ 目指す方向性

- ・市町村社協における「地域福祉活動計画」の策定（見直しを含む）を推進するとともに、今後策定予定の市町村社協への個別訪問、情報提供等による支援を行う。
- ・地域共生社会の実現に向けて、特に人口減少が著しい町村部におけるマンパワーの確保も含めて、市町村社協と連携し地域福祉の担い手となる人材を育成する。
- ・「市町村社協ヒアリング」の実施や「市町村社協基礎調査」等を通じて、県内市町村社協が取り組む各種事業の状況や運営上の課題等の把握、共有に努める。
- ・全社協や県等と連携しながら常に地域福祉を取り巻く状況を把握し、市町村社協と

ともに地域福祉推進に向けた現状と課題を共有する。

- ・全国に広がる社協ネットワークや、市町村社協が取り組む実践事例等を積極的に活用し、地域福祉推進に向けた各種事業を展開する。
- ・新任職員研修等に加え、働き方改革等、新たな課題に対する分野別の研修・会議を通じ、市町村社協の役職員の資質向上に向けた取組みを支援する。
- ・地域福祉活動の活性化を図るため、近隣の複数の社協における共同での事業の実施に向けた連絡会の立ち上げ等を支援し、市町村社協間の相互連携を推進する。
- ・地域共生社会の実現に向けて、情報収集・情報提供、市町村社協への個別訪問等を通じて、市町村社協における重層的支援体制の構築に向けた支援を行う。
- ・研修会や担当者会議等のあらゆる機会や、メーリングリスト・SNS等の情報発信ツールを活用し、社協職員や福祉関係機関との情報交換、交流を図る。
- ・本会機関紙やホームページを活用しながら、本会・市町村社協の各種取組みを発信する。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
市町村「地域福祉活動計画」策定への支援 ①地域福祉活動計画の策定支援（個別訪問、情報提供等）	継続					会費収入等
	計画策定にかかわる情報収集・周知					
市町村社協役職員の資質向上のための支援 ①地域福祉・ボランティア担当者会議 ②総務担当者会議 ③新任職員研修・分野別研修等	継続					会費収入等 参加費収入
身近な地域での福祉活動を進めるための担い手の養成 ①地域福祉活動担い手養成の推進	新規				検討	会費収入等 参加費収入
市町村社協の各種課題への個別支援の強化 ①地域福祉関連事業ヒアリング ②市町村社協基礎調査（2年ごと） ③市町村社協の相互連携支援（市町村社協における共同での事業実施等） ④その他個別課題への支援（制度的な課題への支援等）		活動事例の情報収集・周知				会費収入等
	検討・準備		連絡会の発足支援等			
	継続					

本会の目標（令和6年度）

○市町村社協へのヒアリング 3年間で全市町村への実施

○新任職員研修参加者数 28名（R元年度）、20名（R4年度）

→1回あたり30名の参加（隔年開催）



実施項目

2

住民同士の「つながり」を高めるボランティア・市民活動の振興

1-1-2

今日の多様化、複雑化する生活課題に対応するため、地域の様々な関係機関・団体との協働のもと、ボランティア意識の向上と人材育成を図り、ボランティア・市民活動の活性化と地域生活課題を「我が事」と捉える社会的な環境整備を進める。

◎ これまでの成果と課題

- ・市町村社協ボランティアセンターには、地域の生活課題に対して、地域の支え合う関係やつながりの再構築を基盤にして多様な主体が協働して解決を目指す仕組みづくりが求められている。
- ・ボランティア活動推進者のネットワークは広がりつつあるが、さらにボランティア活動の担い手を増やし、人と人がつながることで、活動の広がりを生み出せる多者協働の場（プラットフォーム）づくりを進めていくことが必要である。
- ・県内4地区に組織される「ボランティアの輪連絡会議」への支援（ゆうゆうすくらむ促進事業）や「広域連携推進事業」を通して、市町村社協を中心とした広域でのボランティア活動を推進している。
- ・メーリングリストを通じて除雪ボランティアにかかわる各市町村社協同士の情報交換、課題共有を行っている。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）が注目される中、民間企業による社会貢献活動が広がりを見せており、本会が民間企業と社会福祉関係団体・事業所とのつながりを支援していく必要がある。

◎ 目指す方向性

- ・市町村社協や多様な関係機関・団体とのつながりを通じて、ボランティア・市民活動にかかわる現状と課題を共有する。
- ・担当者会議の開催や講師派遣等、市町村社協ボランティアセンターへの支援を行う。
- ・多者協働（プラットフォーム）の場づくりのため、県や社協、市町村、関係団体、福祉施設、学校等のボランティア担当者の連携を図る。
- ・ボランティア活動の広域連携を推進するため、県内4地区に組織される「ボランティアの輪連絡会議」に助成金の交付等により支援を行う。
- ・民間企業の社会貢献活動の普及・拡大のため、県内の社会福祉団体についての情報提供や希望に沿った寄付先の紹介及びコーディネート等、民間企業と社会福祉関係団体とを繋ぐ役割を果たす。また、本会の機関紙「たすけあい」やホームページで民間企業による社会貢献活動を紹介する等、寄付文化の醸成に努める。

- ・ 本会機関紙等を活用し、ボランティア・市民活動の振興に向けた現状と課題、各種取組みの発信や、SNS 等の情報発信ツールを活用した情報交換、交流を図る。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
市民活動・NPO 等との協働によるボランティアの推進 ①県ボランティア・市民活動振興センターの運営 ②住民参加型在宅福祉サービス連絡会研修会への派遣 ③ボランティア担当職員ネットワーク会議	継続					会費収入等 補助金
市町村社協ボランティアセンターへの支援 ①地域福祉・ボランティア担当者会議 ②ボランティアセンター活動への相談や講師派遣による支援、情報提供等	継続					会費収入等 補助金
ボランティア活動の広域連携の支援 ①ゆうゆうすくらむ促進事業の実施 ②県内4地域ボランティアの輪連絡会議における助言支援 ③除雪ボランティアの推進	継続					会費収入等 (共同募金配分金)
民間企業による社会貢献活動への支援 ①寄付先の紹介やコーディネート等の支援	継続					寄付金 会費収入等

本会の目標（令和6年度）

○ボランティア登録者数（ボランティア保険加入者数）

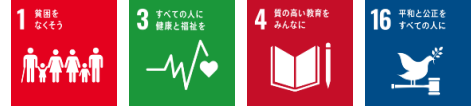
30,720名（H30年度）、30,927名（R元年度）、27,927名（R2年度）、
27,294名（R3年度）→31,588名（過去3年平均の10%増）

○ボランティア担当職員ネットワーク会議

- ・ 5年間で150名の参加（R元年度20名、R2年度新型コロナの影響により中止、R3年度20名、R4年度31名）
- ・ 出席者の満足度100%（R元年度90%、R3年度95.3%、R4年度94.8%）

【参考】山形県地域福祉推進計画（第4期）における数値目標

○ボランティア活動の行動者率40%（令和2年度まで）



実施項目

3

民生委員・児童委員活動への支援

1-1-3

今日の多様化、複雑化する地域課題の掘り起こしを行い、民生委員・児童委員による個別支援の強化等、民生委員・児童委員活動の充実を図るため、山形県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という。）と協働し、支援を行う。

◎ これまでの成果と課題

- ・大正6年、岡山県において創設された済世顧問制度を源とする民生委員制度が平成29年に100周年を迎えた。
- ・少子高齢化や人口減少により世帯規模の縮小が年々進行する中で、就労形態やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルスの感染拡大等による家族や地域社会のつながりの希薄化等により、様々な生活課題を抱える地域住民への支援が課題となっている。このような状況の中で、常に住民の立場に立って相談、援助活動を行っている民生委員・児童委員への期待は高まっている。
- ・令和4年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選では、概ね3分の1が新たに委嘱された。新任民生委員・児童委員の就任時の年齢が高くなってきていることもあり、地域における民生委員・児童委員の在任期間が短期間化している。また、定数では2,932人（前期から8人増）に対し、現員2,731名（令和4年12月1日現在）という状況で、民生委員・児童委員の成り手不足が問題となっている。
- ・本会では、民生委員・児童委員の定着及び質の向上を目指し、県民児協との協働により様々な階層別研修の企画運営を行い、民生委員・児童委員活動への支援を行っている。また、地域での民生委員・児童委員活動の理解促進を深めるために広報啓発を行っている。
- ・県民児協が県知事との懇談会や各種関係機関との懇談会等の実施により、県行政と民生委員・児童委員の情報交換や地域課題の共有を積極的に行えるよう助言している。
- ・新しい生活様式での民生委員・児童委員活動が求められる中において、県内の民生委員・児童委員及び地区民児協として心がける感染予防対策等を整理した『『新しい生活様式』に対応した民生委員・児童委員活動の留意点』を令和3年2月に本会と県民児協の連名により作成し、今後の取組みの参考とするよう呼び掛けを行った。

◎ 目指す方向性

- ・県民児協の事務受託を通じて、民生委員・児童委員活動にかかわる現状と課題を共有する。

- ・民生委員・児童委員がかかわる事業を通じて、住民が抱える生活課題等の把握に努める。
- ・民生委員・児童委員との協働による地域福祉を推進するため、県民児協及び市町村民児協との連携強化を図る。
- ・階層別研修等を通じ、民生委員・児童委員のやりがいの向上や引き継ぎの強化を図る。
- ・全社協が実施する互助共励事業を活用し、死亡弔意・傷病見舞・災害見舞・退任慰労等の給付や活動助成等を行い、民生委員・児童委員活動を支援する。
- ・民生委員・児童委員が日ごろの活動等で把握した地域課題について、県に対して意見具申をしていくために、県民児協が実施する県知事との懇談会、各種関係機関との懇談会の調整や助言を行う。
- ・民生委員・児童委員のなり手不足解消のために、広く地域住民や関係者、企業等に対して民生委員・児童委員活動の理解促進を図るための広報・啓発を行う。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
県民児協からの事務受託と、民生委員・児童委員活動への支援 ①県民児協の組織強化 ②県民児協の階層別研修への支援 ③民生委員と連携した住民ニーズの把握 ④全国民生委員互助共励事業の実施	継続 					事務委託費 参加費収入 全社協助成金
			一斉改選			
	継続					
民児協が行う提言活動の支援 ①単位民児協会長と県知事との懇談会 ②各種関係機関との懇談会	継続 					事務委託費 県民児協主体事業

本会の目標（令和6年度）

○単位民児協会長研修

- ・5年間で500名の参加（R元年度64名、R2年度65名、R3年度134名）
- ・参加者満足度90%（R元年度86%、R3年度70.2%）

○新任民生委員研修

3年間で全対象の参加（1,044名）

（R2年度1,054名、R3年度114名※新型コロナの影響により1ブロックのみ開催）

○主任児童委員研修会

- ・5年間で800名の参加（R元年度165名、R2年度181名、R3年度223名）
- ・参加者満足度90%（R元年度86%、R2年度90%、R3年度69%）



実施項目

4

災害時福祉支援活動と避難者支援活動の推進

1-1-4

今日県内外で頻発する災害に対し、被災者支援活動を展開するため、市町村社協を中心とする「災害ボランティアセンター」のスムーズな設置・運営体制構築のための支援を行う。また「東日本大震災」における県内避難者等の要支援者の相談・見守り支援を行う。

◎ これまでの成果と課題

- ・近年全国的に大規模な自然災害が多発しており、被災した住民の生活を支援する「災害ボランティアセンター」の役割が重要になっている。本県においては、平成30年8月の大雨水害（戸沢村）や令和元年6月の山形県沖地震（鶴岡市）、10月の台風19号（川西町）、令和2年7月豪雨（山形市、村山市、中山町、河北町、大江町、大石田町、大蔵村）、令和4年8月3日からの大雨（長井市、大江町、川西町、飯豊町）において、災害ボランティアセンターの設置・運営等、市町村社協や県災害ボランティア支援本部をはじめとする関係機関と連携を図りながら支援を行っている。
- ・昨今の新型コロナウイルスの影響により、コロナ禍での災害ボランティアセンターの運営が求められた。令和2年、令和4年の両災害とも、県内のボランティアに限定したことや基本的な感染症対策の徹底により、災害ボランティアセンターの活動による感染者は報告されなかった。
- ・また、東日本大震災以降、NPO、行政、青年会議所や企業等様々な団体との災害時における連携が図られ、本会でも令和2年度に青年会議所やライオンズクラブとの災害時相互支援協定を締結する等連携が進められており、実際の災害等の発生の際には災害ボランティアセンターの協働運営が円滑に行われている。
- ・本会では市町村社協の災害ボランティアセンター設置や運営の参考となるよう、「市町村社協向け災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定のための参考書」や「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等についての留意点」を作成した。また、市町村社協では災害ボランティアセンター運営マニュアル策定や災害ボランティアセンター設置訓練が活発に進められている。
- ・令和4年11月現在、東日本大震災による県内避難者数は1,324名を数える。本会では、各自治体や市町村社協、避難者支援団体等の協力を得ながら、「避難者生活相談支援事業（平成23年度～）」、「福島県復興支援員設置事業（平成27年度～）」を実施し、県内避難者への情報提供や見守り活動等を行い、避難生活の支援及び孤立防止を図っている。

- ・平成 30 年 5 月に国から「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示され、避難所に避難する高齢者や障がい者、子ども等の災害時要配慮者に対する災害時福祉支援体制の整備が求められている。

◎ 目指す方向性

- ・県災害ボランティアセンター運営研修会や市町村社協の災害におけるマニュアル作成支援（本会「市町村社協向け災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定のための参考書」や「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等についての留意点」の活用）、設置運営訓練への協力等を通じて、発災時における市町村社協の速やかな住民支援、災害時要支援者把握のための体制づくりを支援する。
- ・県災害ボランティア支援本部をはじめとする関係機関の連携を強め、災害時支援活動のネットワーク強化を図る。
- ・「山形県・市町村社協災害時相互支援に関する協定」に基づき、災害時に備えた社協間の相互支援ネットワークの形成を図る。
- ・避難者支援団体や避難元自治体・社協等との連携を強化し、避難者支援の取組みを展開する。
- ・災害ボランティア支援情報等の迅速な情報発信を行い、またメーリングリスト等の情報発信ツールを活用し、避難者支援団体等との情報交換を図る。
- ・大規模災害時における要配慮者の福祉、介護等のニーズ把握及び支援調整を行うために官民共同で構築を目指す「山形県災害福祉支援ネットワーク」に参画し、災害派遣福祉チーム員の養成やネットワーク構築に向けた県の取組みを支援する。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
災害ボランティアセンターの運営とネットワークの強化 ①災害ボランティアセンター運営研修会 ②社協間の相互支援ネットワークを活かした運営体制の構築 ③市町村災害ボランティアセンターへの支援（災害時の運営協力、マニュアル作成支援、設置運営訓練への協力等）	継続 					会費収入等 参加費収入
		多様な関係機関・団体との連携強化				
		協定に基づく社協間の相互支援				
		災害時における災害VCの運営及び支援				
災害時福祉支援体制づくりへの参画 ①災害福祉支援ネットワーク協議会 ②基礎研修 ③スキルアップ研修	参画  実施 					委託費
		実施				

避難者への相談支援の展開 ①避難者生活相談支援事業 ②福島県復興支援員設置事業	継続	→				状況にあわせて事業を展開する	補助金 委託費
	継続	→	検討	→			

本会の目標（令和6年度） ○災害ボランティアセンター運営研修会 ・5年間で200名の参加（R元年度20名、R2年度35名、R3年度19名） ・参加者の満足度100%（R元年度94%、R2年度91.7%、R3年度94.5%）
--

令和4年8月3日からの大雨における 県内災害ボランティアセンターの活動の様子

長井市災害ボランティアセンター



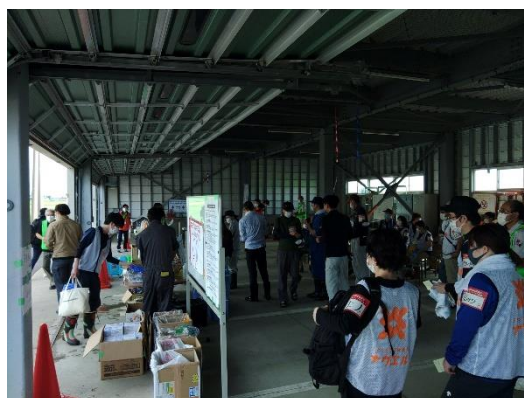
大江町災害ボランティアセンター



川西町災害ボランティアセンター



飯豊町災害ボランティアセンター



実施項目

5

社会福祉法人との連携強化

1-1-5

公益性・非営利性が高い社会福祉法人に対して様々な課題が提起されていることから、山形県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）と連携し、地域社会から信頼される社会福祉法人としての一層の取組み強化を促すとともに、「地域における公益的な取組」にかかわる法人間のネットワークの構築を図る。

◎ これまでの成果と課題

- ・平成 28 年 3 月 31 日、社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、「公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底する」ことを目的に、社会福祉法人制度改革が行われた。
- ・社会福祉法人の役割や存在意義を広く社会に理解してもらうためにも、法的責務とされた「地域における公益的な取組」を各社会福祉法人が社会に対して示していく必要があることから、引き続き県経営協と連携・協働し、県内の社会福祉法人が取組みを推進できるよう、情報提供やネットワーク化等の支援を進めていく必要がある。
- ・市町村社協と管内の社会福祉法人が協働して地域生活課題の解決に向けた効果的な法人連携のための基盤づくりを図るため、平成 30 年度から 2 か年間、「地域における公益的な取組」法人協働モデル事業を実施した。平成 30 年度は、山形市、米沢市、上山市及び天童市の 4 市、令和元年度は、酒田市、長井市の 2 か所が取組んだ。この他、他の市町村においても社協を中心に管内の法人連携の取組みが進められている。

◎ 目指す方向性

- ・社会福祉法人を取り巻く状況を把握するとともに、県経営協の事務局運営を通じて、社会福祉法人・社会福祉施設とのつながりの中から、「地域における公益的な取組」について現状と課題、成果を共有し、社会福祉法人の一層の取組み推進を図る。
- ・県経営協をはじめとする各種別協議会との連携・協働を進め、社会福祉法人が取組む実践事例等を活用しながら「地域における公益的な取組」の推進を図る。
- ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進のため、地域ごとの社会福祉法人のネットワーク化や、市町村社協と管内社会福祉法人の連携を進める。
- ・本会機関紙やホームページを活用し、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進に向けた現状と課題、各種取組み等を発信する。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進 ①地域公益活動事例等の情報収集・提示啓発強化等（県経営協との協働）	継続 					会費収入等
	県経営協・種別協議会を通じた課題共有					
市町村社協と管内社会福祉法人の協働のための場づくり ①市町村社協が主体となる社会福祉法人連絡会議との連携、連絡会議立ち上げ支援 ②市町村社協法人連携事業情報交換会 連絡会等が効果的に運営されるよう情報交換会を開催し、各地域での活動状況や課題等の共有を図る。 ③社会福祉連携推進法人制度に関する情報収集と提供						会費収入等
	市町村社協と管内社会福祉法人の連携支援					
			新規 		検討 	会費収入等
		情報提供				会費収入等

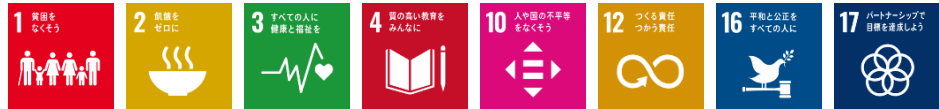
本会の目標（令和6年度）

○市町村社協と管内社会福祉法人の連絡会の設立→支援強化

【参考】山形県地域福祉推進計画（第4期）における数値目標

○地域において公益的な取組を実施する社会福祉法人の数

→全法人（令和5年1月10日現在、全法人数249法人。うち、ワムネットに情報公開法人数169法人）



実施項目

6

地域の中でお互いがつながるための場づくりや仕組みづくりの推進

1-2-6

住民主体の福祉活動を一層強化するため、市町村社協や関係団体が取組む「ふれあい・いきいきサロン」や「地域食堂」等の居場所づくりを推進し、地域のつながりの再構築を図る。

◎ これまでの成果と課題

- ・近年、虐待やDV、子どもの貧困、障がい者の社会参加、ひきこもり、自殺や孤立死、ゴミ屋敷問題、老々介護、消費者被害、ヤングケアラー等、社会的孤立により生じる様々な生活課題が深刻化しており、地域福祉活動の基盤となる住民同士のつながりを再構築していくことが求められている。
- ・住民の孤立防止、社会参加、交流を目的とする“地域住民によるつどいの場づくり”として、全社協が平成6年に提唱した「ふれあい・いきいきサロン活動」は、山形県内でも広がりを見せ、令和3年4月には1,556か所となっている。
- ・介護保険法の一部改正により、平成27年度から「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」がスタートし、住民主体による介護予防と生活支援サービスの取組みが進められている。この新しい総合事業と連携した地域の居場所づくり活動の展開が求められている。
- ・近年、子どもの貧困問題に大きな関心が向けられており、本県においても貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援や子ども食堂等の困難を抱える子どもを地域で支える「子どもの居場所づくり」が広がりを見せ、令和4年12月現在で56か所の子どもの居場所が立ち上がっている。子どもの居場所づくりの中でも、経済的な理由により食事の支度が不安定な家庭や、ひとり親により孤食に陥りがちな家庭の子どもたちに対して、ボランティア等が中心となって、無料または低価格で栄養のある食事や温かな団らんを提供する「子ども食堂」は参加者を子どもだけに限定しない「地域食堂」として全国的に進められており、県内でも令和4年12月現在、54か所と年々増加している。令和元年度からは「子どもの居場所づくりサポートセンター」を運営し、学習支援や子ども食堂といった子どもの居場所づくりの取組みを推進するための研修等事業や居場所づくりを行う実践団体相互のネットワーク形成を目的とした会議を運営しながら県内の居場所づくりの取組みを一層強めている。
- ・ひきこもり状態にある人とその家族に寄り添い、相談を受け止め、社会とのつながりを回復するための相談体制の構築が求められている。
- ・少子高齢化、人口減少が進行する中、地域コミュニティの弱体化が懸念されており、地域課題解決に取り組む仕組みを整備することが急務となっている。特に人口減少が著しい市町村において地域の担い手不足が課題となっている。

◎ 目指す方向性

- ・市町村社協や関係団体が取組む居場所づくり等の事業を通じて、社会的孤立により生じる様々な生活課題を把握・共有する。
- ・市町村社協や関係団体が取組む実践事例等を活用し、居場所づくり活動の推進を図る。
- ・子どもの居場所づくり推進事業を通じ、担い手の養成や子どもの居場所づくり実施団体等の相談対応や情報提供等の支援をはじめ、企業と連携した食材等の提供体制のコーディネート機能等を強める。
- ・「県ひとり親家庭福祉会」が進める学習支援事業について、活動場所の提供等継続して支援を行い、いわゆる「子どもの貧困の連鎖」を防ぐための取組みを進める。
- ・「ひきこもり」等様々な課題を抱える住民の新たな居場所づくりや、居場所に通えない住民への支援策、住民自らの課題の気づきと社会参加の働きかけ、担い手の育成等について、市町村社協とともに検討していく。
- ・地域共生社会の実現に向けた地域での仕組みを強化するため、住民をはじめ関係者等への啓発、意識醸成等の取組みを進める。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
ふれあい・いきいきサロン等の居場所づくりへの支援						
①市町村社協が実施する「ふれあい・いきいきサロン」の推進	継続					会費収入等
②新たな居場所の創出等	新規					
③地域共生社会の実現に向けた啓発等	継続					
子どもの居場所づくりの推進						
①子どもの居場所づくり推進事業	継続					委託費
・子ども食堂等、居場所づくり推進団体への協力						
・子どもの居場所づくり地域コーディネーター養成研修の開催	継続					
②学習支援事業の実施支援等						会費収入等
③フードバンク活動団体への協力	継続					

本会の目標（令和6年度）

○子どもの居場所づくり地域コーディネーター養成研修

5年間で400名の参加（R元年度67名、R2年度61名、R3年度180名）

実施項目

7

地域ぐるみで進める福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進

1-3-7

あらゆる年代の人が、それぞれのライフステージ（人生）と日常の生活の場（家庭や学校・職場、地域等）において福祉の心を育むことができるよう、地域ぐるみで進める福祉共育（※）の推進を図る。

◎ これまでの成果と課題

- ・住民主体による福祉活動を進めるにあたり、あらゆる年代の人がそれぞれのライフステージに応じた福祉の心を育む機会を得ることが求められており、福祉分野、教育分野においては、各種講座やボランティア活動、体験活動等の取組みや、総合的な学習の時間や学校行事等を通じた次世代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むための取組み等、地域ぐるみによる福祉教育・福祉学習等が進められている。
- ・本会では、このような市町村社協や多様な関係機関・団体が取組む福祉教育・福祉学習等を「福祉共育（ともいく）」として捉え、平成28年3月に策定された「やまがた福祉共育推進計画」を見直し、令和4年3月に「第2次やまがた福祉共育推進計画」を作成し、地域ぐるみで進める福祉共育を推進している。
- ・福祉共育の推進のため、市町村社協や学校、社会福祉施設等に対して、福祉教材の貸出しや講師派遣等を行っている。
- ・身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を図るための「地域共生社会」の実現に向け、福祉共育を通じて地域づくりの担い手を養成しながら、地域の課題解決力を高めていくことが求められている。
- ・「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」に基づき、義務教育教員志願者の社会福祉施設での介護等体験事業を実施している。（令和3年度の体験学生数は126名）

◎ 目指す方向性

- ・市町村社協や多様な関係機関・団体とのつながりを通じて、福祉教育・福祉学習（福祉共育）にかかわる現状と課題を共有する。
- ・市町村社協や障がい者、関係団体等と連携し、福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進を図る。
- ・福祉教育教材の貸出しや講師派遣等を通じて、県内小・中・高等学校等の福祉教育を支援する。
- ・義務教育教員志願者の社会福祉施設での介護等体験事業を実施する。

- ・ 本会機関紙やホームページを活用し、福祉教育・福祉学習（福祉共育）の推進に向けた現状と課題、各種取組み等を発信し、福祉の心の醸成を図る。
- ・ 地域共生社会の実現に向けた地域での仕組みを強化するため、住民をはじめ関係者等への啓発、意識醸成等の取組みを進める。
- ・ 身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を図ることができるよう、様々な団体の会合等に職員を派遣する「福祉出前講座」を実施する。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
地域共生社会の実現に向けた啓発 ①福祉出前講座 ②福祉に関する意識啓発等		①新規				会費収入等
		事業、広報を通じた意識啓発				
地域ぐるみで進める福祉教育（福祉共育）の実践 ①やまがた福祉共育推進計画の推進 ②福祉教育教材の貸出しや講師派遣による福祉教育・福祉学習の推進 ③福祉共育推進セミナー ④義務教育教員志願者の社会福祉施設での介護等体験事業の実施	継続					会費収入等 補助金
	計画見直し		新計画による推進			
	継続					会費収入等
	継続					負担金収入
		随時、受入調整システムの見直し				

※「福祉共育」とは、福祉の心（地域社会で暮らす様々な支えを必要とする人々を理解し、思いやりと尊重する心を持つこと等）の醸成を図り、共に支え合いながら、地域の福祉力を育み、高めていく取組みです。

本会の目標（令和6年度）

○福祉共育推進セミナー

- ・ 5年間で200名の参加（R元年度70名、R2年度 新型コロナにより中止、R3年度33名）
- ・ 参加者の満足度100%（H30年度91%、R3年度93.3%）



実施項目

8

相談体制の充実

2-4-8

多様化・複雑化する住民ニーズを的確に受け止め、必要な支援活動に結び付けるための総合的な相談支援体制づくりを進める。

◎ これまでの成果と課題

- ・生活困窮や社会的孤立の問題が深刻となり、将来に対する不安感を抱えた方が増加している中で、地域で相談を受け止める社協や民生委員・児童委員等に求められる役割はますます重要になっている。
- ・市町村社協は、住民の様々な相談（困りごと）を受け止める場として、従来から心配ごと相談所を開設しており、社会情勢や住民ニーズの変化とともに、その形を総合相談センターへと発展させる等、相談体制を整えている。
- ・今後も県社協及び各市町村社協は、生活福祉資金貸付事業、福祉サービス利用援助事業、生活困窮者自立支援事業、就労支援、ボランティア・市民活動への支援等、これまで社協が培ってきた相談支援のノウハウを活かしながら、あらゆる住民ニーズに応えるべく総合相談機能を強化していく必要がある。
- ・平成 27 年度より、市町村における地域包括ケアシステム構築を支援するため、「県地域包括ケア総合推進センター」の運営を県から受託。そのセンターの事業として市町村社協や県弁護士会と連携・協力の下、県内各地で移動法律相談（無料）を開設し、法律問題を抱える住民への相談支援を行ってきたが、地域に定着したことから令和 4 年度からの移動法律相談事業は他団体に移行した。

◎ 目指す方向性

- ・本会の総合相談機能（相談対応力や組織内での課題共有等）を高め、各種事業を通じて、ますます多様化・複雑化する住民ニーズを的確に受け止める。
- ・市町村社協や多様な相談機関、民生委員・児童委員とのつながりを通じて、各種相談事業にかかわる現状と課題を共有する。
- ・市町村社協や関係団体が取組む実践事例等を活用し、相談機能の充実や重層的な相談体制の構築を図る。
- ・研修会の開催や研修会への講師派遣等を通じて、相談に従事する職員や民生委員・児童委員の相談スキルの向上を図る。

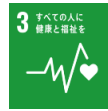
◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
相談技術の向上 ①相談員スキルアップ研修会 ②市町村社協相談員等研修会への支援	継続					会費収入等 全社協助成
	相談内容・相談傾向の的確な把握					
総合相談機能の充実 ①本会相談機能の充実強化	継続					会費収入等
移動法律相談の実施	継続	終了	他団体で実施			委託費

本会の目標（令和6年度）

○相談員スキルアップ研修会

- ・5年間で250名の参加（H30年度73名、R元～2年度 新型コロナにより中止、R3年度49名）
- ・参加者の満足度100%（H30年度94%、R3年度85%）



実施項目

9

権利擁護活動の推進

2-5-9

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な人でも、その人の人権が尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう「日常生活自立支援事業」に取り組むとともに、市町村社協による「法人後見・市民後見事業」を推進し、積極的に権利擁護活動の充実を図る。

◎ これまでの成果と課題

- ・「福祉サービス利用援助事業」の推進を図るため、契約締結審査会や基幹的社協専門員連絡会議等を効果的に開催してきた。さらに、基幹的社協の増設等、体制強化を図り、令和5年度からは全市町村が基幹的社協となり、県内であまねく本事業が実施されることとなった。
- ・福祉サービス利用援助事業の利用者の抱える問題は複雑多岐にわたるため、本事業に携わる専門員・生活支援員を対象とした研修会を開催し、資質向上を図っている。
- ・権利擁護に関する相談の多くは関係機関から寄せられるため、各種事業の理解促進と対象者の早期発見のために「関係機関連絡会議」を開催し、関係機関同士の連携・協働体制づくりを図っている。
- ・平成11年度から実施している「福祉サービス利用援助事業」は、年々利用件数が増える中、利用者の抱える生活課題も複雑多様化していることから、専門員の業務量の増加やそれに伴う事務費の確保等様々な課題が生じている。

◎ 目指す方向性

- ・福祉サービス利用援助事業の実施を通じて、権利擁護活動にかかわる現状と課題を共有する。また、効率的かつ効果的な事業推進、運用上の課題解決を図っていく。
- ・「県福祉サービス利用支援センター」の運営にあたり、契約締結審査会、基幹的社協専門員連絡会議・事務局長会議を実施する。
- ・福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行など、利用者への切れ目のない支援を継続していくため、法人後見・市民後見事業を実施する市町村社協との連携・強化を図る。
- ・市町村社協の「法人後見」の取り組みの支援を強化する。
- ・福祉、医療、法律、金融、行政等の関係機関・団体、専門機関との連携を強化し、総合的な権利擁護推進体制づくりを図る。

- ・ 本会機関紙やホームページ等を活用し、福祉サービス利用援助事業を積極的に周知・広報するとともに、権利擁護活動の推進に向けた現状と課題や、市町村社協が実施する法人後見・市民後見等の各種取り組み等を発信する。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
社協活動における総合的な権利擁護活動の展開	継続					会費収入等
①関係機関連絡会議 ②関係会議等への職員派遣	総合的な権利擁護活動の展開					
日常生活自立支援事業の推進	継続					補助金 会費収入等
①県福祉サービス利用支援センターの運営 ②相談窓口・支援体制の充実強化 ③事業従事者の資質向上 ④適正な事業の実施に向けた市町村社協の体制強化	事業の円滑な推進					
⑤日常生活自立支援事業検討会の設置・開催			実施	検討内容の反映		
市町村社協における成年後見制度への取り組みの支援	継続					会費収入等
	社協法人後見・市民後見の取り組みへの支援、利用促進					

本会の目標（令和6年度）

○福祉サービス利用援助事業

実利用者数 822 名（H30 年度）、987 名（R3 年度） →1,094 名

【参考】山形県地域福祉推進計画（第4期）における数値目標

○日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

実利用者数 1,009 名（令和4年度まで）



実施項目

10

生活福祉資金貸付等住民の自立支援に向けた制度の推進 と自立支援機関等との連携

2-5-10

低所得者世帯等生活困窮世帯に対して、生活福祉資金の貸付けと必要な相談支援を行い、対象世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送ることができるよう支援する。

また、複合的な課題を抱える方々を支援するため、生活困窮者自立支援制度を中心とした他の自立支援機関等との総合的な支援体制の構築に向けた連携を強化する。

◎ これまでの成果と課題

- ・生活福祉資金貸付制度は、その時代における経済・社会情勢を踏まえた制度の改正を行いながら現在に至っており、セーフティネットの施策の一つとなっている。一方で、市町村社協に寄せられる貸付相談は、同一世帯で複数の生活課題を抱えており、かつ課題の内容も深刻なケースが増えている。
- ・貸付先の中には結果的に償還困難な事情を抱えたままという世帯もあり、貸付けでは解決できない生活課題（解決できなかった生活課題）をどのように解決に結び付けるか、関係機関とも連携した課題解決の対応が必要である。
- ・生活困窮者に対する総合的な支援体制を構築する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症により減収した世帯への緊急小口資金等の特例貸付が始まった。特例貸付の申請は令和4年9月末で終了し、多くの世帯が令和5年1月から償還が始まり、10年以上にわたり債権管理を行うこととなる。
- ・生活福祉資金の貸付件数は、特例貸付を含め13,356件（令和4年3月末）に及び、自立に向け貸付けを通じた支援が行われている。今後もその時々々の生活課題に対応し、生活困窮者の自立のためにどれだけの機能・役割を果たしていけるかが問われている。
- ・平成28年度から要保護児童やひとり親家庭の自立促進を図るため「要保護児童自立支援資金貸付事業」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」に取り組んでいる。
- ・令和2年度以降、緊急小口資金等の特例貸付を借りた世帯への支援として山形県が実施した「山形県生活困窮者等「食」の支援事業」、「山形県生活困窮者向け県産不織布マスク支給事業」及び「山形県生活困窮者に対する食料品等緊急支援事業」の申請書等の送付業務を受託し取り組んでいる。

◎ 目指す方向性

- ・生活福祉資金貸付事業（緊急小口資金等の特例貸付を含む）の実施を通じて、生活困窮者支援やセーフティネット支援体制にかかわる現状と課題を関係機関と共有する。

- ・ケース対応や事例検討等を通じて、貸付対象世帯が抱える複合的な課題を把握する。
- ・生活福祉資金貸付制度は、民生委員・児童委員との連携を図りながら、貸付けから償還完了までの支援が必要であり、貸付世帯へのきめ細やかな相談支援体制を確立していくことが求められている。加えて、特例貸付では債権管理を強化し、償還開始後もフォローアップ支援を行う。
- ・要保護児童自立支援資金貸付事業やひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施し、要保護児童やひとり親家庭の自立促進を図る。
- ・相談支援機関、福祉事務所、行政、ハローワーク、民生委員・児童委員、法律関係者、福祉サービス事業所、フードバンク等の生活困窮者支援団体等の他、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や要保護児童自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等他の支援事業との連携も強化し、生活困窮者に対する総合的な支援体制を構築することが必要である。
- ・市町村社協との連携強化、民生委員・児童委員向け研修会等への職員派遣等を通じて、生活福祉資金貸付事業の利用促進を図る。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
生活福祉資金貸付事業の適正な実施と債権管理（緊急小口資金等の特例貸付を含む） ①適正な貸付けと相談支援の実施 ②償還対策の強化、償還面接の実施 ③債権管理の強化推進 ④相談支援機関との連携 ⑤貸付審査等運営委員会 ⑥民生委員・児童委員の活動との連携 ⑦市町村社協担当者研修及び業務調査等 ⑧特例貸付の債権管理の強化及び償還開始後のフォローアップ支援	継続 					補助金 事業収入
	貸付原資の有効活用					
	適正な貸付けと債権管理					
			⑧新規			
要保護児童やひとり親家庭への支援 ①要保護児童自立支援資金貸付事業の実施 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施	継続 					補助金
	継続 					
生活困窮者自立支援事業との連携強化	継続 					補助金 事業収入
	生活困窮者自立支援事業等との連携強化					

山形県暮らし安心資金貸付事業の実施と 債権管理	新規					借入金 補助金
----------------------------	----	--	--	--	--	------------

本会の目標（令和6年度） ○生活福祉資金担当者連絡会議・貸付事業担当者研修会 ・5年間で140名の参加（H30年度35名） ・参加者の満足度100%（R元年度94%）
--

生活福祉資金貸付制度とは



1 生活福祉資金貸付制度とは

- この貸付制度は、戦後激増した低所得者層の生活基盤を確保させようとする民生委員の「世帯更生運動」が昭和30年に制度化されたもので、現在では、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、**民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって、生活支援を基に無利子または低利子で資金の貸付を行うもの**です。

借入希望者は、お住まいの市町村社会福祉協議会へご相談ください。貸付機関は山形県社会福祉協議会です。山形県社会福祉協議会が審査し貸付の適否を決定します。

- 貸付資金の種類（令和4年1月現在）

1. 総合支援資金

2. 福祉資金

- ① 福祉費
- ② 緊急小口資金

3. 教育支援資金

4. 不動産担保型生活資金

- ① 不動産担保型 生活資金
- ② 要保護世帯向け不動産担保型 生活資金

（※掲載している各資金の貸付限度額等は、厚生労働省の通知等により変更することがあります。）

2 ご利用いただける世帯と所得の基準

- 山形県内に住民登録し居住する下記の世帯となります。

低所得世帯

世帯の収入が一定基準以下の世帯。

※一定基準とは、生活保護法に基づく生活扶助基準額の2.0倍以下。

障がい者世帯

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯で、その世帯の収入が一定基準以下の世帯。

※一定基準とは、生活保護法に基づく生活扶助基準額の2.5倍以下。

高齢者世帯

日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯で、その世帯の収入が一定基準以下の世帯。

※一定基準とは、生活保護法に基づく生活扶助基準額の2.0倍以下。

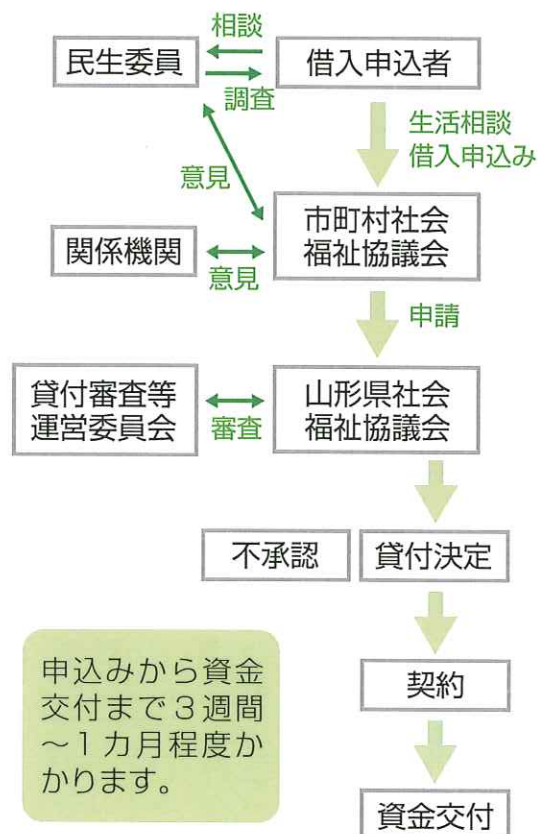
生活保護世帯

生活保護を受けている世帯。保護の実施機関において認めた場合に限りです。

- また、必要な資金の貸付を他から受けることができない世帯が対象であることから、山形県高等学校奨学金、日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金、日本政策金融公庫、その他各金融機関等からの貸付が利用できる場合は、その貸付が優先となります。

注)・資金の種類ごとに貸付対象世帯が異なりますので、ご注意ください。
・会社や団体には貸付を行っていません。

【借入申込みから資金交付までの流れ】





実施項目

11

高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉等の充実促進

2-6-11

高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉等の各種別協議会・団体との連携を図り、誰もが地域の中でいきいきと明るく心豊かに暮らせるよう、一人一人の人権や権利が尊重される「ともに生きる」地域づくり・仕組みづくりを推進する。

◎ これまでの成果と課題

- ・ 本会が事務受託を行っている福祉関係団体は、令和元年度現在では 5 団体となっていたが、各団体の体制整備が進み 3 団体が独立したため、令和 4 年度現在では 2 団体となっている。引き続き、各団体の自主性を尊重しながら、事務受託団体の自立に向けた支援を行っていく。
- ・ 様々な種別協議会・団体が主体的に取り組んでいる地域福祉活動や、各種イベント・セミナー・研修会等に参画しながら、高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉の充実に向けて課題を共有している。山形県社会就労センター協議会では、利用者の工賃向上と授産製品の販路拡大のための「商品開発研修会」、「ふれあいマーケット」等に取り組んでおり、これらの事業に本会としても協力している。
- ・ 県では、平成 28 年に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行した。障がいを理由とする差別の解消に向けて全ての県民が一体となって取り組んでいくことを目指しており、令和 5 年 3 月末で、県内すべての市町村で差別の解消に向けた条例が制定される見込みである。また、東京パラリンピックの開催を契機に、県内でも障がい者スポーツへの関心が高まっており、学校等で障がい者スポーツ体験会が開かれる等、子どもの頃から障がい者への理解を醸成する貴重な機会となっている。その他、それぞれの各分野において、住民の意識啓発を図りながら、差別の解消や虐待の防止等の取り組みが進められている。
- ・ 公益財団法人山形県総合社会福祉基金については、令和 3 年度から本会が事務局の運営支援等を行っている。本会は、市町村社協や福祉関係団体等とのネットワークを有していることから、同法人の助成事業について積極的に情報提供を行い、県内の民間社会福祉事業の充実を支援するとともに、同法人の適切な運営に寄与していく。
- ・ 平成 16 年度から「山形県健康福祉祭」の開催、「全国健康福祉祭」への選手派遣を実施し、高齢者の健康や生きがいづくりと積極的な社会参加の促進を図っている。
- ・ 高齢社会を支える仕組みとして、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が目指されている。
- ・ 本会では、平成 27 年度より、市町村における地域包括ケアシステム構築を支援するた

め、「県地域包括ケア総合推進センター」の運営を県から受託し、自立支援型地域ケア会議の県内全域への普及・定着と機能向上のため同会議への専門職の派遣や自立支援型ケアマネジメントの理解促進等に向けた取組みを展開してきたが、すべての市町村での地域ケア会議の実施等一定の成果が認められたため、本会の先駆的役割は果たせたものとして、関係機関と調整し、令和4年度からは他団体が運営することとなった。

◎ 目指す方向性

- ・差別や虐待等の社会問題の解決に向け、種別協議会・団体と協働しながら、住民への広報等を通じた住民の意識啓発を図っていく。
- ・福祉関係団体の事務受託や種別協議会・団体との協働を通じて、高齢者・児童・障がい者等の各種別分野にかかわる現状と課題を共有しながら、必要な支援を行っていく。
- ・種別協議会・団体と連携し、高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉の充実促進を図る。
- ・「山形県健康福祉祭」の開催、「全国健康福祉祭」への選手派遣にあたり、各種目・競技団体、美術展にかかわる関係団体との連携を図り、高齢者の健康・生きがいづくり、仲間づくりを推進しながら積極的な社会参加の促進を図る。
- ・「地域包括ケア総合推進センター」に対しては、これまで取組んできた市町村社協との連携手法など、そのノウハウを提供していく。

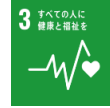
◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
「ともに生きる」地域づくりに向けた取組み ①種別協議会・団体等との協働 ②社会福祉関係団体の事務受託 ③小規模団体等への支援 ④差別や虐待等の社会問題に対する意識啓発 ⑤各種助成金の情報提供等 ⑥公益財団法人山形県総合社会福祉基金事務局への支援	継続					会費収入等 事務委託費
		⑥新規				
高齢者の自立と社会参加の促進 ①地域包括ケア総合推進センターの運営 ②健康福祉祭事業の推進	継続	終了	他団体で実施			委託費
	継続					補助金
	実施について随時検討					

本会の目標（令和6年度）

○山形県健康福祉祭（スポーツ・文化）参加者数

2,718名（H30年度）、2,720名（R元年度） R2～3年度 新型コロナにより中止
→2,840名 ※過去3年平均値の10%増



実施項目

12

福祉サービス従事者の確保と定着促進

3-7-12

「県福祉人材センター」の運営を通じて、関係機関・団体と協働しながら福祉サービス従事者の確保・定着を促進するとともに、広く県民に対して「福祉の仕事」に関する理解促進やイメージアップを図り、福祉に携わる多様な人材の創出に取り組む。

◎ これまでの成果と課題

- ・福祉人材確保・定着の強化を図るために、山形労働局、各ハローワーク、山形県、介護労働安定センター山形支部、山形県ナースセンター等と連携・協働し、福祉の仕事についての理解促進や福祉人材確保に向けた支援について共同事業を実施している。
- ・県福祉人材センターでは、職業安定法に基づく「無料職業紹介事業」を実施し、福祉の仕事の就労斡旋・相談等を行い、求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握し、きめ細やかな支援によるマッチング活動の推進を図っている。
- ・求人事業所の人材確保と就労希望者の応募促進につなげるために、各ハローワーク等と連携した施設見学会や就職フェア（就職面談会）を実施している。
- ・県内一円における相談対応を進めるため、各ハローワークやマザーズジョブサポート等での出張相談を行うとともに、インターネットによる求職登録やオンライン相談により、より身近で利用しやすいものとなるよう努めている。
- ・職員の定着・離職防止のための相談窓口事業や入職後の定着支援として介護職員学習交流会を実施しているが、介護職員相談窓口については、令和4年度から介護職員の人材確保・定着支援を専門に担う関係団体が実施することとなった。
- ・介護や保育の有資格者で離職している方（いわゆる潜在有資格者）の呼び戻しや復職支援のために「介護有資格者就業（復職）支援講座」「介護の有資格者届出制度」や「保育士再就職支援研修会」を実施している他、返還免除付き就職準備金貸付事業の活用による福祉業界への呼び戻しを図っている。
- ・返還免除付き就職支援金の活用による他業種からの参入促進を図っている。
- ・介護福祉士・保育士養成校卒業者の県内就職と新たな人材確保のための修学資金の貸付けを実施している。
- ・無資格／未経験の方、定年退職者を含む中高年齢層や他分野からの転職希望者等、これまで福祉にかかわりの無かった方の福祉分野への参入促進を図るため、「福祉の仕事職場体験事業」を実施している。
- ・福祉の魅力発信、イメージアップ、周知啓発のために SNS 等を活用した情報の発信に努めている。
- ・労働人口減少の加速化が進む中、福祉サービスの需要拡大と、それを支える福祉人材の不足が年々深刻化し、県内における法人・事業所の人手不足は深刻なものがある。特に

介護分野は、処遇改善・定着促進・生産性向上・介護職の魅力向上等総合的な対策と併せ、国内外に人材確保のすそ野を広げる動きが、県内でも徐々にみられる。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、求人・求職活動もオンラインを活用したもの等多様化した。感染リスクによる求職控えもみられるが、施設の感染防止対策等の状況を丁寧に伝え、求職者の不安解消に努めながらマッチングを図っている。

◎ 目指す方向性

- ・福祉人材確保・定着の強化を図るために、各ハローワーク等関係機関と連携・協働し、福祉の仕事についての理解促進や福祉人材確保に向けた共同事業を実施する。
- ・無料職業紹介事業では、求人事業所の状況や求職者のニーズを的確にとらえ、きめ細かなマッチングにつなげていくため、窓口業務の他にアウトリーチ型の巡回相談、施設見学会を実施する。
- ・多様な人材の福祉分野への参入促進を図るため、福祉の仕事職場体験事業を実施する他、気軽に参加できる施設見学会等を積極的に開催する。事業所側に対し新規参入者が入りやすい求人方法のアドバイス等、マッチングにつながる具体的な支援を行う。
- ・各種修学資金、就職・再就職準備金等の貸付事業を活用し、福祉人材の確保を図る。
- ・外国人介護人材確保の県内の動向を注視し、本会としての役割を探る。
- ・本会機関紙やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、福祉サービス従事者の確保・定着に向けた現状と課題、各種取組み等の効果的な情報発信に努め、広く県民に対して「福祉の仕事」に関する理解促進やイメージアップを図る。
- ・効果のある広報媒体及び時期を考慮し、県福祉人材センターの周知活動を強化する。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
県福祉人材センターの運営 ①運営委員会・小委員会の開催	継続					委託費
福祉人材無料職業紹介事業の実施 ①無料職業紹介事業の充実・強化	継続					委託費
福祉サービス従事者の確保・定着に向けた取組み ①福祉・介護人材マッチング機能強化事業 ②保育士再就職支援事業 ③保育士相談窓口設置事業 ④離職介護福祉士等の届出制度の普及及び再就職促進事業	継続					委託費
⑤介護職員相談窓口設置事業	継続	終了	他団体で実施			委託費

⑥介護職参入促進事業	継続					補助金
⑦保育士修学資金貸付等事業	継続					補助金
福祉・介護現場のイメージアップと多様な人材の参入促進 ①啓発・広報事業の実施	継続					委託費
介護支援専門員実務研修受講試験事業の実施	継続					受験料収入

本会の目標（令和6年度）

○新規求職者数

3,000名（R2～R6累計）

○採用人数（マッチング数）

570名（R2～R6累計）

（紹介状を通した就職件数320名、就職フェア・面談会参加者等の採用人数250名）

○保育士再就職支援研修会参加後の就職決定者数

76名（R2～R6累計）

○介護の有資格者届出制度の新規届出者数（5年間）

660名（各年132名×5年間）

○保育士修学資金等貸付人数

524件（R2～R6累計）

○介護福祉士修学資金貸付人数

647件（R2～R6累計）

【参考】山形県地域福祉推進計画（第4期）における数値目標

○県福祉人材センターの紹介状を通した就職件数

→498名の増（H29年度～R4年度の5年間）

福祉人材無料職業紹介事業について

就職相談

- 福祉の仕事内容や資格、福祉職場への就職に関する相談に応じます。
- 有資格者はもちろん、無資格・未経験の方でもお気軽にご相談ください。専門のキャリア支援員が求人情報や応募へのアドバイス、資格取得方法などきめ細かに対応します。

求職登録 就労支援

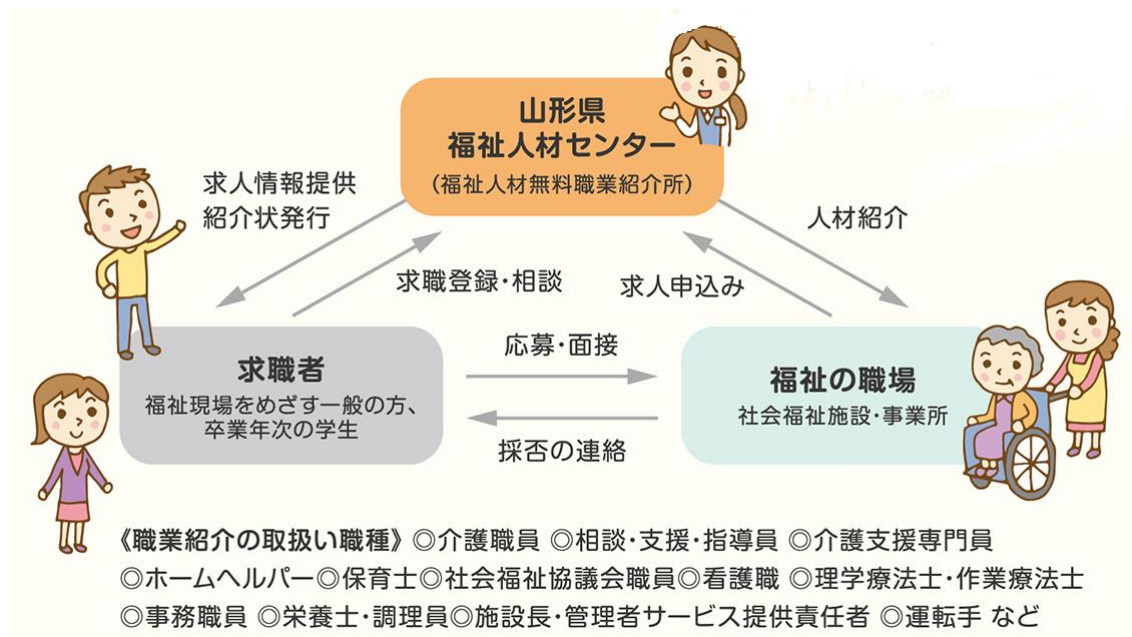
- 求職登録は、センター窓口のほか郵送やインターネットでも登録可能です。求職登録をすると、ご希望の勤務条件に合った求人情報の提供や紹介、あっせんを行います。
- 応募したい求人がある場合、面接日時の調整と紹介状を発行します。面接前の事業所事前見学なども随時調整します。

求人登録 事業所登録

- 人材を求めている社会福祉事業者等の相談に応じ、求職者を紹介します。事業所登録、求人登録は「福祉のお仕事」ホームページから登録できます。

情報提供

- ホームページやFacebookを活用し、求人情報や各種イベント情報(就職フェア、施設見学会、再就職支援研修など)をタイムリーに発信します。
- 「福祉のお仕事」ホームページの求職者マイページ登録、事業所マイページ登録でも、福祉の最新情報をいち早くお届けします。



実施項目

13

専門性の高い福祉サービス従事者の育成

3-7-13

「県社会福祉研修センター」の運営を通じて、関係機関・団体と協働しながら研修内容の充実を図り、福祉サービス利用者一人一人のニーズに対応した質の高いサービスを提供できる専門的な知識や技術と豊かな人間性を兼ね備えた福祉サービス従事者の育成を図る。

◎ これまでの成果と課題

- ・施設・事業所では、利用者に適切なサービスを提供することが必要であり、それらを担う高い専門性と豊かな人間性を兼ね備えた福祉サービス従事者の育成が極めて重要になっている。
- ・施設・事業所では、人材不足のために無資格者や他職種からの転職者を採用する傾向が強くなっており、職員の資質向上のための研修ニーズは非常に高まっている。その一方で小規模事業所においては、研修に職員を派遣する余裕がなく、職場内研修にも取組めない現状がある。
- ・県社会福祉研修センターでは、行政や関係機関・団体、施設・事業所との連携・協働を一層強化しながら、福祉サービス従事者の資質向上を図るため、生涯にわたって段階的に学ぶことのできる研修体系の構築を目指し、専門的な知識・技術等を高める研修を実施している。
- ・コロナ禍以降、感染対策のため、各研修の実施にあたっては、オンライン（Zoom）を活用してきた。オンラインによる研修については、研修受講生の移動の負担が減り、時間に余裕を持って参加できる等のメリットもあるが、講義内容によっては内容が伝わり難い、研修受講生同士のコミュニケーションが取り難い等のデメリットがある。
- ・県社協としてこれまで県の委託を受けて実施してきた「子育て支援員研修」について、より現場に近い環境で効果的な研修とするため、関係機関と調整し、令和5年度からは他団体で実施することとなった。
- ・同じく、県の指定を受けて実施している「介護支援専門員実務研修等」についても、より効果的な研修とするため、県社協としての役割や実施体制等を整理するとともに、他団体で実施することも含め、今後の継続について検討する必要がある。

◎ 目指す方向性

- ・日頃から福祉の現場の状況を把握するとともに、研修受講者からのアンケート・他の関係機関や職能団体の取組み等を通じて、県社会福祉研修センターに求められる研修内容・プログラムについて情報収集を図り、専門性の高い福祉従事者の育成に努める。

- ・行政や関係機関、職能団体、福祉事業所等との連携を強化しながら、各々の役割を確認し人材育成を進める。県社会福祉研修センターでは福祉従事者の質の担保のため、福祉サービスに共通に求められる「専門性」とチームケアの一員として求められる「組織性」の基盤となる研修を実施し、福祉事業所の人材育成を支援する。
- ・「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」を通じて、施設・事業所における福祉サービス従事者のキャリアパスの構築（段階的・体系的な資質向上の取組み）を啓発・推進する。
- ・専門職等の講師派遣・調整を通じて、各施設・事業所内の職場内研修を支援する。
- ・研修受講生のアウトカム（研修受講後の成果）を把握し、これまでの社会福祉研修の振り返りと評価を行うとともに、今後の研修内容や研修実施体系等の見直しを行う。
- ・研修受講生の確保のために、県社会福祉研修センターで実施する研修のPRを強化する。また、各関係機関・団体等と連携し、各関係機関・団体等からも各施設・事業所に対して受講勧奨を強めていただく。
- ・研修受講生等のニーズを踏まえ、積極的なオンラインの活用や、県社会福祉研修センターの設備整備等、快適な研修環境の提供について工夫を図る。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
福祉サービス従事者等に対する研修の企画及び実施						
①新任・現任・専門研修	継続					委託費 受講料収入
②福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程						
③自主研修（人材確保・育成・定着支援研修）						
④社会福祉研修の評価				新規		受講料収入
⑤子育て支援員研修	継続			廃止	他団体で実施	委託費
⑥介護支援専門員実務研修	継続			検討		受講料収入
⑦介護支援専門員更新・再研修	継続			検討		

本会の目標（令和6年度）

○県社会福祉研修センターの研修数

35（R元年度）→38

○県社会福祉研修センターの研修受講者数

2,410名（R元年度）→3,230名（5年間で34%増）

○県社会福祉研修センターの研修受講者の満足度

96.3%（R元年度）→100%



実施項目

14

利用者の立場に立った福祉サービス提供への支援

3-8-14

良質で信頼できる福祉サービスの提供のため、福祉サービス提供事業者における苦情解決制度の充実を図るとともに、「福祉サービス第三者評価事業」を実施し、事業啓発を行う。

◎ これまでの成果と課題

- ・社会福祉法人制度改革により、公益性・非営利性の確保や、地域における公益的な活動への取組等、社会福祉法人はより公益性の高い組織運営を求められている。さらなる事業運営の透明性を図るためにも、各施設・事業所には、苦情解決制度の充実と第三者評価事業への取組みが求められている。
- ・福祉サービス利用者の人権・権利を擁護することを目的に「福祉サービス運営適正化事業」を実施しており、今後も引き続き福祉サービスに関する苦情の解決等に取り組んでいく。
- ・「福祉サービス第三者評価事業」は、本県では県が推進組織となり、県内5か所の評価機関とともに受審促進を図ってきた。本会では、令和4年度までに7件の評価を行った。また、評価調査者養成研修会を実施し、16人の評価調査者を養成した。
- ・社会福祉法人にはこれまで以上にガバナンスの強化が求められていることから、引き続き県経営協と連携・協働し、社会福祉法人の経営課題の明確化とその解決に向けて事業推進を図っている。
- ・社会福祉法人が施設の新設、整備のために借り入れた資金の借入金利子について、「社会福祉施設経営支援特例基金金利子補助事業」により補助金交付を行っている（過去に補助の決定を受けた法人が対象）。

◎ 目指す方向性

- ・「福祉サービス運営適正化事業」を通じて、福祉サービス利用者、福祉サービス提供事業者が抱える悩みや課題を把握し、住民がよりサービスを受けやすい環境の整備に努める。
- ・研修会等を通じ、社会福祉法人・施設の苦情解決体制の整備を支援する。
- ・「福祉サービス第三者評価事業」の評価機関として、平成18年から取組みを進めてきたが、現在は他の評価機関の取組みも進み、また、県独自の「やまがた介護事業者認証評価制度」が創設される等、利用者が福祉サービスを選択するにあたり、県内の福祉サービス事業者が客観的に評価される体制が整っている。そのような中で、本会が評価機関の役割を担う取組みは令和4年度で終了する。第三者評価事業の啓発等は引き続き

行っていく。

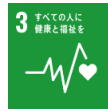
- ・県経営協の事務局運営を通じて、社会福祉法人・社会福祉施設とのつながりの中から法人運営の現状と課題を共有し、利用者の立場に立った福祉サービスの提供と適正な法人運営の推進を支援する。
- ・社会福祉施設の運営支援として、「社会福祉施設経営支援特例基金利子補助事業」を実施する（令和4年度末10法人が対象）。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
福祉サービス運営適正化事業の推進 ①福祉サービス運営適正化委員会の開催 ②運営監視合議体・苦情解決合議体活動 ③福祉サービス利用についての苦情・相談受付 ④研修会の開催・関連資料作成	継続					会費収入等 補助金
福祉サービスにおける第三者評価事業の実施及び啓発 ①福祉サービス第三者評価機関業務の実施 ②福祉サービス第三者評価事業の啓発	実施		廃止			受審料 会費収入等
社会福祉法人に対する利子補助支援 ①社会福祉施設経営支援特例基金利子補助事業（令和10年度終了予定）	継続					補助金

本会の実績（令和4年度まで）

○本会の第三者評価事業の評価件数 7件



実施項目

15

社会福祉制度の充実に向けた政策提言 (ソーシャルアクションの推進)

4-9-15

社会福祉制度の充実及び社会福祉予算の確保に向けた要望及び提言活動を推進するとともに、活動を通じて見えてきた課題について関係団体や県と共有しながら、必要に応じて社会福祉制度の充実に向けた政策提言を行う。

◎ これまでの成果と課題

- ・本会では、社会福祉制度の充実と社会福祉予算の確保に向けて、福祉関係団体等で構成する「社会福祉制度・予算対策委員会」を設置し、各団体や各市町村社協からの要望事項を取りまとめ、県知事及び県議会議長への要望・提言書の提出（※令和4年度は22団体から42項目の要望事項を提出）や福祉関係団体と県担当課長との課題の共有・協働の場として懇談会を実施している。
- ・令和元年度より「山形県における地域共生社会の実現に向けた提言」募集事業を行い、若者を中心に本会や市町村社協事業の参考となるアイデアを募る事業を展開している。

◎ 目指す方向性

- ・社会福祉制度の充実と社会福祉予算の確保に向けて、各福祉関係団体や市町村社協から要望事項を取りまとめ、「県知事との懇談会」、「県議会議長との懇談会」を通じて、県に対して提言していく。
- ・要望運動や県担当課長との懇談会等を通じて、各福祉関係団体の取組みや現状を把握するとともに、各団体がお互いに課題を共有していくための機会づくりを行う。
- ・全社協・政策委員会と連携しながら、社会福祉制度・施策の動向等、今後の社会福祉に関する情報収集に努める。
- ・社会情勢や政策動向を踏まえつつ、様々な広報媒体やマスメディアを活用するとともに、「山形県における地域共生社会の実現に向けた提言」の募集活動等、関係機関と連携し、新たな提言活動にも取り組んでいく。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
社会福祉制度の充実及び社会福祉予算の確保に向けた要望及び提言活動の推進 ①社会福祉制度・予算対策委員会 ②社会福祉制度・予算対策運動情報交換会 ③県知事との懇談会 ④県議会議長との懇談会 ⑤地域共生社会の実現に向けた提言	継続 					会費収入等
社会福祉制度の充実に向けた課題の共有 ①福祉関係団体と県担当課長との懇談会	継続 					会費収入等

※「ソーシャルアクション（社会活動法）」とは、集会、署名、請願、陳情等により、世論の喚起、参加と行動、社会改善を目標とする間接援助技術の一つ。

本会の目標（令和6年度）

○予算対策活動における「重点要望事項」の県事業への反映

実施項目

16

地域福祉に関する調査・研究

4-9-16

事務局内に部門を横断した「プロジェクトチーム」を設置し、各種業務の実施状況や成果・課題、各種統計データ、関係機関や団体から寄せられる情報等を整理分析し、県民の生活実態や地域福祉にかかわる提言等の発信につなげる。

◎ これまでの成果と課題

- ・本会では、これまで様々な活動を展開するにあたり、各種調査活動を基盤に事業を進めている。
- ・平成 29 年度から事務局内に「プロジェクトチーム」を設置し、「山形県地域福祉活動計画・実施計画」の見直しや、「生活福祉資金と 8050 問題」についての検討、生活福祉資金貸付世帯の実態調査を行いながら、生活困窮者を社会全体で支えていくための提言「生活困窮者を社会全体で支えていくために」等の作成を行っている。また、直近では、新型コロナウイルス禍における子どもの居場所づくりのニーズ調査やオンラインコミュニケーションツールによる福祉活動状況調査の調査結果について、報告書として取りまとめ、関係団体に情報提供している。

◎ 目指す方向性

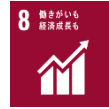
- ・市町村社協や福祉関係団体等とのつながりを通じて、県民の複雑多様な福祉課題の把握に努める。
- ・事務局内に「プロジェクトチーム」を組織し、本会が保有するデータの分析等を進め、県民の課題を整理し、報告書や活動計画を作成するとともに、関係機関との課題の共有を図る。
- ・社会福祉制度・予算対策委員会活動との連携を図りながら、プロジェクトチームの検討結果等を政策提言につなげることを検討する。
- ・本会の機関紙やホームページ、SNS 等やマスメディアとの連携により、調査・研究結果を広く県民に周知し、課題の解決に向けた啓発を行う。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
地域福祉に関する調査研究・課題検証及び本会が保有するデータの分析と情報の発信	継続					会費収入等
	情報分析・調査研究・課題検証・情報発信					
①プロジェクトチームを組織した本会事業の企画検討等（組織内シンクタンク機能の強化）						

本会の目標（令和6年度）

- 本会職員のプロジェクトチームによる課題検証・データ分析及び情報発信（組織内シンクタンク機能の強化）
- 各年1テーマ



実施項目

17

本会の組織体制の充実・強化

4-10-17

本会の運営にあたり、公益性の高い組織にふさわしい法人運営体制を確立するとともに、外部研修や職場内研修を活用した職員の資質向上に努める。また、賛助会員の拡大をはじめとする財政基盤の強化、本会機関紙「たすけあい」やホームページ等情報発信ツールを活用した広報活動の充実を図る。

◎ これまでの成果と課題

- ・本会は、地域福祉の推進役としてふさわしい組織となるべく、事務局体制の強化、事務局職員の資質向上を図っている。
- ・弁護士等の専門職と顧問契約を結び、本会の専門的機能を強化しながら、市町村社協等が抱える専門的課題へ適切・迅速に対応している。
- ・「山形県総合社会福祉センター」について、県内の福祉活動拠点として、適正な運営管理に努めている。
- ・自主財源の確保を推進するとともに、本会の財政状況を分析し、公益性の高い財政のあり方を模索する必要がある。
- ・「山形県民福祉大会」は、令和4年度で72回目を数え、大会では社会福祉従事者等の顕彰のため、個人・団体に対して「山形県民福祉大会会長表彰」を授与し、社会福祉従事者等に対する顕彰を行っている。
- ・毎月発行している機関紙「たすけあい」は、昭和24年の創刊以来令和5年1月で第1120号を数える。
- ・ホームページやFacebook（フェイスブック）を活用した情報発信に努めており、特に、大規模災害時は救援物資の募集やボランティア情報等に大きな役割を果たしている。
- ・コロナ禍における事業の持続性確保のために、オンライン会議システムの導入やICT機材の導入により、事業継続のための必要なデジタル技術の活用を図った。併せて、勤怠管理のデジタル化を検討し、業務の効率化や省力化も推進するための継続的な取り組みを行っていく必要がある。
- ・リスクマネジメント体制の確立として、業務継続計画（BCP）を策定した。その他、財務システムのクラウド化等で災害等のリスク軽減を図る等、安定的な事業運営につながる仕組みを導入した。組織体制の充実・強化のためにデジタル技術の活用やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進は、不可欠となっている。

◎ 目指す方向性

- ・外部研修への派遣や職場内研修を実施し、事務局職員の一層の資質向上を図る。
- ・理事会・評議員会等法人運営会議を通じ、本会の適正な法人運営を図る。
- ・市町村社協会長会議、事務局長会議を通じ、本会と市町村社協における法人運営にかかわる現状と課題を共有する。
- ・必要に応じて業務継続計画（BCP）の更新を行い、リスクマネジメント体制の強化を図るとともに、デジタル技術の活用やDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、組織体制の充実強化を図る。また、電子帳簿保存法やインボイス制度等の法改正に対応しつつ、業務の効率化や省力化にとどまらない組織力の向上を目指す。
- ・法務・税務、労務等の専門職との連携により、事務局の専門性の基盤強化を行うとともに、市町村社協等が抱える専門的課題の相談に適切に対応する。
- ・「県総合社会福祉センター」の適正な管理を行う。
- ・本会の財政状況を分析し、公益性の高い、安定した法人経営のあり方を探る。
- ・賛助会費や広告料収入等の拡大を図りながら、本会自主財源の確保・強化を図る。
- ・各種事業の推進にあたって、共同募金配分金や民間助成金等の民間財源の積極的な活用を図る。
- ・「山形県民福祉大会」の開催や社会福祉従事者の顕彰等を通じて、福祉の心の醸成と県民福祉の向上を図る。
- ・近年の激動する社会情勢の中で、的確な情報把握に努め、必要な方に必要な情報が届くよう、機関紙「たすけあい」や本会ホームページ、SNSを有効に活用する。
- ・「山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画2020」について、広く県民に周知を図り、社会福祉の動向や社会情勢を見極めながら、本計画を推進していく。

◎ 年次計画

推進事業項目（具体的事業）	R2	R3	R4	R5	R6	財源
組織（事務局）体制の充実強化						
①職員の資質向上への取組み （外部研修への派遣、職場内研修の充実）	継続					会費収入等
②法人運営会議の開催、市町村社協会長・ 事務局長会議等の開催	継続					会費収入等
③ICT化・デジタル化による業務推進の検 討と実施		新規				会費収入等
④リスクマネジメント体制の確立 （専門職連携、苦情解決体制の整備、 BCP策定等）						会費収入等
⑤山形県総合社会福祉センターの管理						利用料収入 入居負担金等

財政基盤の強化						
①賛助会費・広告料収入等自主財源の拡大	継続					会費収入等
②共同募金等民間財源の積極的な活用	継続					会費収入等
広報・啓発活動の強化						
①山形県民福祉大会の開催（社会福祉従事者の顕彰）	継続					県・市町村社協負担金等 会費収入等
②広報活動の充実（機関紙「たすけあい」の発行、ホームページの運営）	継続					会費収入等 購読料収入等 共同募金配分金
③山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画の推進	新規		中間 見直し			会費収入等

本会の指標（令和6年度）

○本会の賛助会員数

【個人会員数】 226名（H30年度）、196名（R3年度）→300名

【企業等会員数】 296件（H30年度）、359件（R3年度）→400件

○機関紙「たすけあい」購読者数 464名（H30年度）、445名（R3年度）→600名

これまでの主な取組みの紹介



市町村社協新任職員研修会
＜社協役職員の資質向上のための支援＞



セブンイレブンからの寄贈商品
＜民間企業による社会貢献＞



災害派遣福祉チームスキルアップ研修会
＜災害時福祉支援体制づくりの参画＞



かみのやまこども食堂『かえるの家』の様子
＜子どもの居場所づくりの推進＞



福祉出前講座
＜地域共生社会の実現に向けた啓発＞



大蔵村小学校の高齢者疑似体験
＜地域ぐるみで進める福祉教育（共育）＞



ねんりんピックかながわ 2022 開会式
＜健康福祉祭事業の推進＞



福祉の仕事フェア（就職面接会）
＜福祉サービス従事者の確保・定着＞



介護職員学習交流会
＜福祉サービス従事者の確保・定着＞



コミュニケーション力向上研修会
＜専門性の高い福祉サービス従事者の育成＞



福祉政策の充実・強化に向けた要望書の提出
＜社会福祉予算確保に向けた要望及び提言活動の推進＞



山形県民福祉大会（福祉従事者の顕彰）
＜広報・啓発活動の強化＞

山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2020
中間見直し（令和 5 年度～6 年度）

発 行 令和 5 年 3 月

発行者 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31
TEL. 023-622-5805 FAX. 023-622-5866
E-mail : info@ymgt-shakyo.or.jp
URL : <http://www.ymgt-shakyo.or.jp/>
